

(代表質疑用)

発 言 通 告 書

令和3年2月26日

尼崎市議会議長

開 康 生 様

尼崎市議会議員

(10番) 光本 圭佑

次のとおり発言したいので、尼崎市議会会議規則第53条の規定により通告します。

発 言 の 種 類 〔該当するものに〕 〔○をつけること〕	反対 動議・説明・ <u>質疑</u> ・ 賛成	討論・質問	
発 言 の 要 旨 〔項目別に具体的に〕 〔に記載すること〕	(代表質疑)		
	1. 議案第1号ほか当初予算及び当該予算関連議案について		
	2. 市長の政治姿勢について		
	3. 新型コロナウイルス感染症について		
	4. 施政方針と主要事業について		
	5. 財政について		
	6. 財務諸表の活用について		
	7. 内部統制制度について		
	8. ファミリー世帯の転入・定住の促進について		
	(1)本市の教育について		
	(2)本市の子育て施策について		
	(3)本市の待機児童について		
	(4)本市の学校給食について		
発 言 の 月 日	3月5日	発 言 予 定 時 間	120分

<p>発言の要旨</p> <p>〔項目別に具体的に 記載すること〕</p>	(5)本市の住まいと暮らしについて
	(6)本市の治安とイメージについて
	(7)本市のたばこ対策について
	9. 動物愛護について
	10. 税の徴収について
	11. 災害対策・防災について
	12. Expo2025 大阪・関西万博について
	13. 市内のスポーツチームの練習場について
	14. 「役所＝市民の役に立つ場所」について
	(1)ワンストップサービスの推進について
	(2)行政手続きのオンライン化について
	(3) 地域の身近な課題に寄り添った市政運営について
	(4) 市民への情報提供のあり方について
	15. 政治的中立性を確保するための組織的活動の制限について